

「登録海上起重基幹技能者」資格認定制度

1. 登録海上起重基幹技能者制度の趣旨

我が国の国際競争力の確保や地域経済の発展のための社会資本である港湾の施設整備に際して、良質な品質と工事の安全の確保は重要な課題となっています。

基幹技能者制度は、我が国の建設産業が次のような状況の下で、平成7年4月に策定された「建設産業政策大綱」を踏まえ、戦略的推進事業の一環として制度化されたものです。

- ①労働生産性の向上、品質、安全が確保された建設施工の要請
- ②直接施工を行う事業者の現場での作業管理の重要性の増大
- ③建設業に対する魅力の確保－労働者の処遇の改善の必要性－
- ④建設技能労働者の長期的不足等の直面する課題の解決の必要性

(一社)日本海上起重技術協会では、海上工事における技術と技能を備えたレベルの高い船長等(海上起重作業管理技士資格認定者)を「登録海上起重基幹技能者」として位置付けるべく、平成20年9月国土交通大臣の登録許可を得て、「登録海上起重基幹技能者」講習実施機関となったところです。

「登録海上起重基幹技能者」とは、作業船を使用する海上工事に関し、主任技術者が指示する施工計画・技術上の指示内容に対して、適切な施工方法を提案・調整する他、効率的な作業方法・作業手順を構成して作業船・船舶乗組員の作業を指揮・監督する者で、それによって生産性の高い、安全で高品質な建設生産の実現に寄与するものです。

2. 登録海上起重基幹技能者講習制度の内容

1) 登録海上起重基幹技能者制度の目的

登録海上起重基幹技能者講習制度は、登録海上起重基幹技能者として具備すべき海上起重作業に必要な知識を網羅し、受講者の技術と安全の確保の向上を図り、登録海上起重基幹技能者に相応しい海上作業技能者を確保することを目的とします。

2) 登録海上起重基幹技能者講習制度の性格

上記の目的を達成するため、(一社)日本海上起重技術協会では国土交通大臣の許可を得、講習実施機関となって「登録海上起重基幹技能者講習」を行うものです。

3) 登録海上起重基幹技能者講習制度の受講資格

海上工事に従事し、当該作業船団の船長等としての確に作業管理及び指揮・監督が行える能力を有している者として「登録海上起重基幹技能者」の資格が与えられます。このため、受講対象者は、10年以上の乗船経験と3年以上の指揮・監督経験を有することとします。

4) 登録海上起重基幹技能者の認定・登録及び有効期限

登録海上起重基幹技能者講習を修了した後、登録海上起重基幹技能者講習試験に合格し、登録した者を「登録海上起重基幹技能者」と認定します。

「登録海上起重基幹技能者」には、「登録海上起重基幹技能者講習修了証」を交付し登録原簿に記載し保存します。「登録海上起重基幹技能者講習修了証」は、登録原簿に記載した日から5年後を有効期限と定め発行します。

3. 「講習」受講資格

受講資格は、以下の1)、2)、3)の各事項の条件を全て満たしていることが必要です。

- 1) 次の資格のいずれかを取得している者であること
 - ① (一社) 日本海上起重技術協会が認定する「海上起重作業管理技士」資格取得者であって、受講時有効期限内の資格者証を所持している者
 - ② 建設マスター顕彰者 (建設機械運転工 (海上工事)、しゅんせつ工に限る)
- 2) 次の実務経験を有する者であること
 - ① 資格対象船団に示す作業船の乗組員として乗船し、土木工事又はしゅんせつ工事において、合わせて10年以上の海上工事に従事した実務経験を有すること。
 - ② 上記①のうち、作業船団の職長 (指揮・監督者) として土木工事又はしゅんせつ工事において、合わせて3年以上の経験を有すること。
- 3) 労働安全衛生法に基づく職長教育又は職長・安全衛生責任者教育を受講している者であること。

認定資格対象船団と構成

船団名	船団構成	本 船	付 属 船				
			引 船	揚 錨 船	土 運 船	台 船	ガ ツ ト 船
1. 起 重 機 船 団	起重機船	起重機船またはクレーン付台船	○	○		○	
2. グ ラ ブ 浚 渫 船 団	グラブ船	グラブ船	○	○	○		
3. 杭 打 船 団	杭打船	杭打船	○	○		○	
4. サンドコンパクション船団	サンドコンパクション船	サンドコンパクション船	○	○			○
5. サンドドレーン船団	サンドドレーン船	サンドドレーン船	○	○			○
6. 深層混合処理船団	深層混合処理船	深層混合処理船	○	○			
7. ケーソン製作作業船団	ケーソン製作作業船	ケーソン製作作業船	○	○		○	
8. コンクリートミキサー船団	コンクリートミキサー船	コンクリートミキサー船	○	○			○
9. バックホウ浚渫船団	バックホウ船	バックホウ船	○	○	○		
10. 揚 土 船 団	揚土船	揚土船	○	○	○		

4. 講習内容及び試験内容

1) 講習

日	区 分	内 容
1 日目	技 能 一 般	海上工事現場における基幹的な役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する講習
	関 連 法 令	海上工事における関連法令に関する講習
	資 材 管 理 原 価 管 理 品 質 管 理	海上工事における資材管理・原価管理及び品質管理に関する講習
2 日目	施 工 管 理 工 程 管 理	海上工事における施工管理及び工程管理に関する講習
	安 全 管 理	海上工事における安全管理に関する講習

2) 試験

科 目	内 容
技 能 一 般	基幹的な役割及びそのために必要な技能に関する試験
関 係 法 令	海上工事における関係法令に関する試験
資 材 管 理 原 価 管 理 品 質 管 理 施 工 管 理 工 程 管 理 安 全 管 理	海上工事における資材管理・原価管理、品質管理、施工管理、工程管理、及び安全管理に関する試験

5. 合格基準

登録海上起重基幹技能者講習試験において、20問のうち7割以上正解した者を合格者とする。

6. スケジュール

